

高齢者施設における災害時相互支援協定を締結

災害発生時に相互に支援

全県域の会員施設が支援

岩手県社協・高齢者施設協議会（渡辺均会長・会員数360施設）では、東日本大震災における高齢者福祉施設の被災とその後、今後の支援活動の経験を踏まえ、今後の災害発生に備えて、岩手県内の高齢者福祉施設が災害時に相互に支援し合う協定を締結しました。

7月11日に行われた調印式には、県長寿社会課の齊藤昭彦総括課長、県地域福祉課の千田充

総括課長が出席し、激励の言葉を述べました。

東日本大震災では沿岸部の多くの施設が被災しました。また、被災を免れた施設では被災した多くの地域住民を受け入れるなど、これまでには経験のなかった状況となりました。

現在でも沿岸部の利用者の内陸部の施設への受け入れや、沿岸部の施設への内陸部の施設職員の応援派遣が続いています。

このような中、岩手県社協・高齢者施設協議会では、これまで地区ごとの5つのブロック協議会単位に、各ブロック内の施設の相互支援協定の締結に向けた取組みを進め、今年2月までにすべての地区ブロックにおいて相互支援協定が整いました。

この度、この地区ブロックごとの協定を踏まえて、全県域における協定を結んだものです。

今後は東北ブロック支援協定も

高齢協の芳賀潤副会長（沿岸ブロック会長）は「東日本大震災の発生時には、物資も情報もない中、施設利用者は

もちろん、施設を頼りに集まった地域の方々もお世話してき

た。これまででは個別の施設同士での支援をいただいていたところですが、同じ仲間同士、助け合っている仕組みを整えば、今後の対応も円滑に、また効果的に進めていけるものと考えています。

今後は様々なケースを想定しながら、どのようなタイミングでどのような支援ができるのか具体的な協議を進め、できれば年度内に、図上訓練あるいは実地訓練ができるよう進めていきたい。そして一日でも早く、この協定に基づく体制を構築して、施設利用者はもちろん、地域の皆さんの支援の一助となれるようにしたい」と語りました。

また、渡辺会長は「すでに福島県、宮城県、山形県では同様の協定の締結が進んでおり、今後は東北ブロックとしての相互支援協定の締結をめざして、他県との協議も進めていきたい」と語りました。

個々の施設を支える高齢者施設協議会という組織としての体制を整え、個々の施設が地域の拠点として、施設利用者はもちろん、地域住民により一層、信頼される存在となれるよう、これからも取組みを進めていきます。



私たちも「豊かな社会福祉の実現」に貢献します

私たちは社会福祉の発展を願い、福祉の活動を協賛する企業です。明日の福祉を見つめ、地域社会に貢献します。

盛岡地区

(医)遠山病院

(株)延命堂

岩手トヨペット(株)

岩手県火災共済協同組合

盛岡ターミナルビル(株)

介護老人保健施設 はーとぼーと雫石

岩手大崎電気(株)

岩手中部地区

旭エンジニアリング(株)

花巻青果業協同組合

(株)中央コーポレーション

(株)道奥

(株)阜新冷機工業所

岩手標識(株)

小田島商事(株)

(株)システムベース

北上ビルメン(株)

北上済生会病院

介護老人保健施設清水苑

宮古地区

(医)双熊会 熊坂内科医院

小山田電業(株)

済生会岩泉病院

久慈地区

煙栢和会 介護老人保健施設 樺の里

二戸地区

(医)青松会 二戸クリニック

(株)十文字チキンカンパニー

(株)小松製菓

(株)菅文

八葉山天台寺

介護老人保健施設こずやサンプルグ

岩手県外

(獨)日本社会福祉弘済会

障害者優先調達推進法による官公需の推進を要望 障がいのある人たちの働く願いを社会につなぐ



根子忠美県保健福祉部長(右)に要望書を手渡す久保田博会長(左)



地元の障害者就労施設・事業所から優先的、積極的に購入

岩手県社協障がい者福祉協議会(久保田博会長)は、県に対し、障害者優先調達推進法による官公需の推進等について要望を行いました。

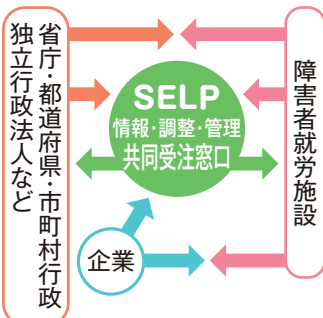
障害者優先調達推進法は、国や地方自治体などが物品を購入する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進し、障がい者の自立を支援するもので、平成25年4月1日に施行されました。今回は「障害者優先調達推進法推進週間」に合わせ、全国で展開している活動の一環です。

久保田会長のほか、利府副会長、盛岡市内の障がい福祉サービス事業所「ファーム仁王」の利用者2名が、岩手県保健福祉部の根子部長に要望書を手渡しました。

要望書では、この法律が「障害者就労施設・事業所で働く障害者が『働く場』において適正な条件による安定的な仕事を確保するとともに、工賃・賃金の引き上げにつなげる目的がある」とし、「地元の障害者就労施設事業所から調達可能な物品や役務等を把握」し、「障害者就労支援施設・事業所の活用を通じて、障害者の自立に向けた活動に配慮願いたい」としています。

岩手県保健福祉部の根子部長は「これまでも積極的に活用してきました。これからは今まで以上に取組みを進めていきたい」と語りました。

久保田会長は「地域の中で頑張っている方々を支援するためにも、県のイベントなどでの授産製品の活用をより一層進めていただきたい」と語りました。



岩手県の共同受注窓口は
岩手県社会福祉協議会・障がい者福祉協議会
☎019-637-4462
障がい者就労支援振興センター
☎019-637-4462

平成26年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の 事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年職種級別A級

補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円程度)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円程度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡(重度後遺障害)100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) + 見舞費用付補償(B型) = 基本補償(A型) 保険料

【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円



スケールメリットを活かし、
有利な補償と
割安な保険料
です。

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。

団体契約者
社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン
TEL:03(3593)6433

取扱代理店
株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763



感謝状を受ける村田憲正代表取締役社長(右)

これまでの支援に感謝
エフエム岩手へ感謝状贈呈

岩手県共同募金会ではこのほ
ど、これまでの共同募金運動へ
の協力に対して、(株)エフエム岩
手に感謝状を贈呈しました。

これは、(株)エフエム岩手が
1985年の開局以来、長年に
わたって共同募金活動に協力し
てきたことに対するものです。

特にも通常の職場募金に加
え、毎年、年末には「歳末チャ
リティーオークション」を開催

し、共同募金活動を広く県民に
お知らせしながら、募金活動を
推進することに大きく貢献し
てくれました。

また、「歳末チャリティーオー
クション」の益金は、市町村社
会福祉協議会が行う地域福祉活
動のための活動車輛の整備に充
てられており、現在も「エフエ
ム岩手」のロゴが入った車両が
県内で活躍しています。

(株)エフエム岩手の村田憲正代
表取締役社長は、「歳末チャリ
ティーオークション」は開局以
来、今年で30回目を迎えます。
これまで続けてこれたのは、温
かい善意を寄せていただいた県
民の皆様、会場提供やご協賛を
いただいたスポンサー各社様
のご支援の賜物であり、皆様に感
謝申し上げますとともに、今後も
引き続きご支援いただきたく
とあいさつしました。

岩手銀行労働組合の半澤昌克
執行委員長と鈴木拓也書記長が
当会を訪れ、使用済み切手3,
7709とプリペイドカード
1,025枚を寄贈しました。
同組合からの寄贈は2003
年度から始まり、今回で12回と
なります。

寄贈いただいた切手などは、
「いわて車いすフレンズ」活動
の費用の一部(国内輸送費)と
して役立てる予定です。



使用済み切手とプリペイドカードを寄贈する半澤昌克執行委員長(右)

岩手銀行労働組合
使用済み切手とプリペイド
カードを寄贈



賑わう店内(左)と、わらび学園の虎舞

イオンタウン釜石で 県南・沿岸ブロック合同復興支援販売会

県社協障がい者福祉協議会県
南ブロック協議会主催による「復
興支援販売会」(7月6日)はイ
オンタウン釜石で開かれ、県南ブ
ロックと沿岸ブロック合わせて21
事業所が参加。パン・クッキー・ケ
ーキ・ジャム・自家焙煎珈琲など自
慢の商品のほか、手工芸品・革製
品・花鉢などたくさんの商品が並
び、大勢の方々が賑わいました。
オープンセレモニーでは県南ブ

ロックの松岡静久会長(虹の家)
と沿岸ブロックの巽野健一会長
(岩泉町社協いずみの園)らが挨拶。
わらび学園(大槌町)の利用
者が虎舞を披露しました。また、
県社協いわて障がい福祉復興支援
センター職員らが、訪れた市民に
「障がいがある方たちの災害対応
のてびき」(要約版)や「おねが
いカード」を配布し、周知・普及
を図りました。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

ボランティア活動保険

Aプランは、死亡1,200万円、入院6,500円、通院4,000円、賠償責任5億円(限度額)を補償



特徴は

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償!
- 熱中症(日射病・熱射病)による傷害も補償!
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償!
- 地震など天災によるケガも補償(天災タイプご加入の場合)

年間保険料 | 基本タイプ Aプラン…300円 Bプラン…450円
天災タイプ Aプラン…460円 Bプラン…690円

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、最寄りの社協にお問い合わせ下さい。

全国180万人
加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

福祉サービス総合保障

ヘルパー・ケアマネージャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店

株式会社 福祉保健サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞ヶ関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

<引受幹事保険会社> 日本興亜損害保険株式会社